

八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱

〔令和4年3月25日〕
要綱第40号

改正 令和5年3月24日要綱第21号
令和6年3月25日要綱第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「2050年カーボンニュートラル」に向けて、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進するため、予算の範囲内において八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第1の左欄に掲げる設備であって同表の右欄に定める要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表第2の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に定める要件を満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第3のとおりとする。

(補助金の交付回数等)

第5条 補助金の交付の回数は、次条に規定する申請者1人当たり、補助対象設備の種類ごとに1回に限るものとする。

2 次条の規定による補助金の交付の申請は、先着順に受け付けるものとし、補助金の交付総額が予算額に達したときに申請の受付を終了する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象設備の導入を完了した日（住宅の新築に併せて補助対象設備（電気自動車を除く。）を導入する場合にあっては、居住を開始した日）から1年以内に、八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付申請書（様式第1号）に別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める書類その他市長が必要と認

める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(手続の代行)

第7条 申請者は、前条に規定する申請に係る事務手続を、補助対象設備を販売する者に代行させることができる。

(交付額の確定及び通知)

第8条 市長は、第6条に規定する申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金の交付額を確定し、及び交付に必要な条件を付して、八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付する。

(処分の承認)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助対象設備について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内において処分(売却し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、あらかじめ八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金に係る財産処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたことが判明したとき。
- (2) 第8条の規定による補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定による承認を受けることなく補助対象設備を処分したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付決定をした事業の施行に

ついて不正な行為があったとき。

(報告及び現地調査等)

第12条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助対象設備の設置状況等について報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に導入の完了（住宅の新築に併せて補助対象設備（電気自動車を除く。）を導入した場合にあっては、居住の開始）に係る補助対象設備について適用する。

附 則（令和5年3月24日要綱第21号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助対象設備の導入を完了したもの（住宅の新築に併せて補助対象設備（電気自動車を除く。）を導入した場合にあっては、居住を開始したもの。以下同じ。）から適用し、同日前に補助対象設備の導入を完了したものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年3月25日要綱第22号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第2条関係）

補助対象設備	設備の要件
<p>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）</p>	<p>次の全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証（住宅版BELS）において、次の評価及び認証を受けた住宅であること。</p> <p>ア 一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であること。</p> <p>（ア） 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</p> <p>（イ） 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。</p> <p>イ 強化外皮基準（UA値）が$0.6\text{W}/\text{m}^2\text{K}$以下であること。</p> <p>(2) 県内に本店を置く中小建築業者等が施工する住宅であること。</p>
<p>家庭用燃料電池（以下「エネファーム」という。）</p>	<p>次の全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会（以下次号において「FCA」という。）の指定を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有するものと市長が認めたものであること。</p> <p>(2) 補助対象経費がFCAの定める裾切価格以下であること。</p> <p>(3) 新品（メーカー等の保証又は導入後のサポート体制が確保されているものに限る。）に限るものとし、中古品は対象としない。</p>
<p>家庭用リチウムイオン蓄電池（以下「蓄電池」という。）</p>	<p>次の全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 蓄電容量が1キロワットアワー以上の蓄電池部とインバーター等の電力変換装置とが一体的に構成されたものであること。</p> <p>(2) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有するものと市長が認めた</p>

	<p>ものであること。</p> <p>(3) 新品（メーカー等の保証又は導入後のサポート体制が確保されているものに限る。）に限るものとし、中古品は対象としない。</p>
電気自動車	<p>次の全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象車両として登録されている4輪の電気自動車であること。</p> <p>(2) 自家用車（原動機付自転車を除く。）として登録された新車であること。</p> <p>(3) リース車でないこと。</p>

別表第2（第3条関係）

区分	補助対象者の要件
ZEH、エネファーム及び蓄電池	<p>次の全てに該当すること。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、かつ、市税の滞納者でない者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を含む。）であること。</p> <p>(2) 自ら居住する市内の住宅（居住の用に供する部分の床面積が総床面積の2分の1以上である店舗等との併用住宅を含む。ただし、賃貸住宅を除く。）に補助対象設備を導入する者であること。</p> <p>(3) 単身赴任等のやむを得ない事由により、補助対象設備を導入した市内の住宅に一時的に住所を有しない者については、前号中「自ら」とあるのは、「自らと同一生計にある者が」と読み替える。</p> <p>(4) 「えひめカーボンクレジット倶楽部（愛媛県が運営及び管理を行うものをいう。以下同じ。）」に入会すること（ZEHを除く。）。ただし、次のア又はイに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 「えひめカーボンクレジット倶楽部」運営規約第4条第1号又は第6号に規定する入会資格を満たさないもの</p> <p>イ 市長がやむを得ないと判断したもの</p>
電気自動車	<p>次の全てに該当すること。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、かつ、市税の滞納者でない者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を含む。）であること。</p> <p>(2) 補助対象設備の購入者であって、かつ、所有者として使用する者であること。ただし、ローン等による購入の場合は、所有者が販売店、ファイナンス会社等のものであることを妨げない。</p> <p>(3) 自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が市内となっていること。</p>

別表第3（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
Z E H	設備費（再生可能エネルギー発電設備、高断熱外皮等）、工事費	20万円
エネファーム	設備本体及び附属品（独自モニター等）並びに工事費（据付け、配線、配管工事等）	10万円
蓄電池	設備本体（蓄電池部、電力変換装置）及び附属部（キュービクル、独自計測表示装置）並びに工事費（据付け、配線、配管工事等）	75,000円
電気自動車	電気自動車の購入に要する費用	10万円

別表第4（第6条関係）

区分	添付すべき書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> (1) 売買契約書又は工事契約書の写し (2) 領収証の写し (3) 補助対象設備の製品パンフレットの写し（Z E Hの場合は、建物全体のカラー写真） (4) 申請者の住民票の写し（3か月以内に交付されたもの。） (5) 申請者の市税の納税・納付証明書又は非課税証明書
Z E H	<ol style="list-style-type: none"> (1) 当該住宅の場所を明らかにする地図 (2) B E L S評価書の写し (3) 施工証明書 (4) 延べ床面積が確認できる住宅の平面図（併用住宅の場合）
エネファーム及び蓄電池	<ol style="list-style-type: none"> (1) 設置した建物の所有者等を証明する書類 (2) 経費内訳書 (3) 補助対象設備の導入前及び導入後の状況が確認できるカラー写真 (4) 保証書の写し (5) 延べ床面積が確認できる住宅の平面図（併用住宅の場合） (6) えひめカーボンクレジット倶楽部入会届（別表第2のZ E H、エネファーム及び蓄電池の項第4号ただし書きの場合を除く。）
電気自動車	自動車検査証の写し

様式第1号（第6条関係）

八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

〒

住 所 八幡浜市

申請者 氏 名

電話番号

八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金の交付を受けたいので、八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容（□がある項目は、チェック（☑）を入れること。）

補助対象設備	<input type="checkbox"/> ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池（エネファーム） <input type="checkbox"/> 家庭用リチウムイオン蓄電池 <input type="checkbox"/> 電気自動車
設置場所／使用の本拠地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他（市内に限る。） （八幡浜市 ）
補助対象設備を導入する住宅 （電気自動車の場合は記入不要）	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 建売 所有者氏名（ ）
導入完了日	年 月 日
補助金交付申請額	円
住宅の種類 （電気自動車の場合は記入不要）	<input type="checkbox"/> 併用住宅（店舗等業務の用に供される面積が総床面積の2分の1以上の住宅） <input type="checkbox"/> 上記に該当しない住宅
申請方法	<input type="checkbox"/> 申請者本人による申請 <input type="checkbox"/> 下記の手続代行者に申請に係る事務手続きを代行させます。
手続代行者 （手続代行する場合のみ記入）	住 所
	会 社 名
	代表者名
	担当者名
	電話番号

2 導入設備概要

補助対象設備	補助金 交付申請額	補助対象経費 (税込)	仕 様
Z E H	円 (最高20万円)	円	
エネファーム	円 (最高10万円)	円	製造者名 型式名 (発電) (貯湯) 発電出力 k W
蓄電池	円 (最高7万5千円)	円	製造者名 型式名 蓄電出力 k W h
電気自動車	円 (最高10万円)	円	製造者名 型式名
合 計	円	円	

区分	添付すべき書類
共通	(1) 売買契約書又は工事契約書の写し (2) 領収証の写し (3) 補助対象設備の製品パンフレットの写し (Z E Hの場合は、建物全体のカラー写真) (4) 申請者の住民票の写し (3か月以内に交付されたもの。) (5) 申請者の市税の納税・納付証明書又は非課税証明書
Z E H	(1) 当該住宅の場所を明らかにする地図 (2) B E L S評価書の写し (3) 施工証明書 (4) 延べ床面積が確認できる住宅の平面図 (併用住宅の場合)
エネファーム 及び蓄電池	(1) 設置した建物の所有者等を証明する書類 (2) 経費内訳書 (3) 補助対象設備の導入前及び導入後の状況が確認できるカラー写真 (4) 保証書の写し (5) 延べ床面積が確認できる住宅の平面図 (併用住宅の場合) (6) えひめカーボンクレジット倶楽部入会届 (別表第2のZ E H、エネファーム及び蓄電池の項第4号ただし書きの場合を除く。)
電気自動車	自動車検査証の写し

八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金については、八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助対象設備

この補助金の交付の対象となる新エネルギー等関連設備の内容は、補助金交付申請書及びその添付書類に記載されたとおりとします。

2 交付金額 金 円

3 交付条件

- (1) 補助金は、交付決定の内容に反して使用してはならないこととします。
- (2) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ア 虚偽その他不正により補助金の交付を受け、又は受けようとしたことが判明したとき。
 - イ 補助金の交付の条件に違反したとき。
 - ウ 市長の承認を受けずに補助対象設備を処分（売却し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は廃棄することをいいます。）したとき。
 - エ その他不正の行為があると認められたとき。
- (3) 補助金を交付した方に対しては、当該設備の使用状況調査などへのご協力をお願いすることがあります。

4 その他

- (1) この通知書は、当該設備の処分制限期間の間、大切に保管してください。
- (2) 補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けてください。

様式第3号（第9条関係）

八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

〒

住 所 八幡浜市

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金の交付を受けたいので、八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 一金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座名義人名	フリガナ
口座種別	普通・当座
口座番号	

※申請者の名義の口座を記入してください。

様式第4号（第10条関係）

八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

〒 ー

住 所 八幡浜市

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金について、八幡浜市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 補助対象設備設置場所又は使用の本拠地
八幡浜市

2 処分の方法

該当する項目に○を記入してください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

「その他」については具体的に []

3 処分の理由

[]

4 処分の時期 年 月 日 ～ 年 月 日